

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

制定 平成 28 年 12 月 20 日

改正 令和 7 年 3 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 4,454 円を支給する。また、書面等によって決議が省略された場合も支給する。

2 前項の規定にかかわらず、平塚市職員及び関係行政機関の評議員には支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 評議員が、要請を受けてその職務のため市内の行事等に出席したときは、実際に要した交通費を支払うことができる。

2 評議員が職務のため市外に出張した場合の旅費は、別に定める旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 12 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 28 年 12 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程を適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。